

大阪狭山市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和元年(2019年)11月25日

大阪狭山市監査委員

北井末廣

松井康祐

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

- ・福祉管理事業
- ・社会福祉団体等支援事業
- ・民生委員事業
- ・福祉のまちづくり推進事業
- ・社会を明るくする運動実施事業
- ・地域福祉計画推進事業
- ・南河内広域行政共同処理事業
- ・身体障がい者（児）対策事業
- ・難病患者等対策事業
- ・精神障がい者対策事業
- ・障がい者（児）対策事業
- ・自立支援給付事業
- ・地域生活支援事業
- ・障がい者計画推進事業
- ・障がい者虐待防止事業

2 監査の範囲

平成31年4月1日から令和元年9月30日までの財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和元年10月9日から令和元年10月23日まで

4 実施した監査手続

財務に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを主眼とし、当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求め、これを閲覧、帳簿突合等を行うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

第2 監査の結果

財務に関する事務は関係法令等に従い、概ね適正に執行されているものと認められた。しかし、福祉グループ所管の一部の事務において、改善を要する事項が見受けられたので、今後はこれらに十分留意し、事務を執行されたい。

なお、当該監査の結果に基づき、又は結果を参考として改善措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定によりその旨通知されたい。

指摘事項等

- (1) 下記の契約書に係る業務委託料の支払いに関する規定において、受注者は完了後に業務委託料の支払を発注者に請求することができる規定と、受託者からの請求に基づき前払いする規定が混在し、齟齬が生じていた。今後は契約書の内容を改め、適正な事務執行に努められたい。

(対象契約書)

- ・平成31年度(2019年度)奉仕員等(手話通訳奉仕員)養成事業業務委託契約書
- ・令和元年度奉仕員等(朗読ボランティア)養成事業業務委託契約書
- ・令和元年度要約筆記者養成事業業務委託契約書

(2) 大阪狭山市民生委員児童委員協議会活動補助金において、補助金交付申請団体から支給期日について、特別事由等の申出書がないにも関わらず、補助金の一括交付が見受けられた。今後は補助金等交付の適正化に関する規則に基づき、適正な事務執行に努められたい。